

第 69 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立本庄児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

| 公の施設の名称 | 指定管理者 | 指定期間 |
|--------------|--|-----------------------------------|
| 神戸市立本庄児童館 | 神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号 NPO法人本庄ゆかいな仲間たち 理事 前田 昌良 | 令和4年4月 1日から令和 9年3月31日 まで |
| 神戸市立生田川児童館 | 神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎 | |
| 神戸市立八雲児童館 | | |
| 神戸市立清風児童館 | | |
| 神戸市立神戸諏訪山児童館 | | |
| 神戸市立湊川児童館 | | |
| 神戸市立中道児童館 | | |
| 神戸市立御崎児童館 | | |
| 神戸市立平野児童館 | 神戸市兵庫区馬場町7番14号 社会福祉法人共生会 理事長 小原 隆弘 | |
| 神戸市立兵庫児童館 | 神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎 | |

理 由

神戸市立本庄児童館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。